⑵　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,000点以上、共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、800点以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　総合評価の評価項目に示す「工事全般の施工計画」の欠格に該当しないこと（入札説明書参照。）。

⑸　平成22年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業の代表者　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で３階（層）以上（地下階含めても可）かつ１棟で延べ面積4,000㎡以上の医療施設、福祉施設、教育・研究施設又は病院、診療所・医院を併設する施設の新営工事を施工した実績。

②　共同企業の代表者以外の構成員　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で２階（層）以上（地下階含めても可）かつ１棟で延べ面積2,000㎡以上の医療施設、福祉施設、教育・研究施設又は病院、診療所・医院を併設する施設の新営工事を施工した実績。

⑹　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑾　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　次のいずれかの資格を有すること。

㈠　１級建築施工管理技士

㈡　１級建築士

②　平成22年度以降に、上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる書類を添付すること。なお、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑿　共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　次のいずれかの資格を有すること。

㈠　１級建築施工管理技士

㈡　１級建築士

②　平成22年度以降に、上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる書類を添付すること。なお、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⒀　次の①及び②に掲げる条件を満たすものであること。

①　総合評価落札方式に係る「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」が、発注者の設定している標準案と同等以上であること。

②　工事全般の施工計画が適切であること。

⒁　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は山梨大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒂　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒃　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⒄　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

⒅　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することはできない。

３　総合評価に関する事項（詳細は入札説明書による）

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の㈠、㈡の要件に該当する者のうち、下記３⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ロ）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点、「加算点」は、下記３⑶①及び②の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高50点を与える。

②　「加算点」の算出方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記３⑶①及び②の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記３⑶②において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記３⑵②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

・総合的なコスト（その他）

・社会的要請（環境の維持）

②　工事全般の施工計画

⑷　受注者の責により、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒400―8510 山梨県甲府市武田４－４－37　国立大学法人山梨大学施設・環境部　施設企画課総務グループ　電話055―220―8541　ＦＡＸ055―220―8600

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　令和７年３月25日（火）から令和７年４月22日（火）まで。

現場説明書・仕様書、その他関係書類のダウンロードを希望する場合は、下記アドレスまでパスワード請求を行うこととする。

アドレス：sksoumu-tr@yamanashi.ac.jp

⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法　令和７年３月25日（火）から令和７年４月22日（火）17時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は令和７年３月25日（火）から令和７年４月22日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く９時00分から17時00分までに上記⑴に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。